

高潮対策事業

高潮、波浪、津波等の海水による災害を防除するため、一定の計画に基づき海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良に関する工
事を行う事業である。



高潮、津波、波浪による被害を受けるおそれ大きい地域において、堤防、消波工、離岸堤等の海岸保全施設の整備を行います。

●津波から背後地を守る堤防(岩手県菅代村 太田名部海岸)

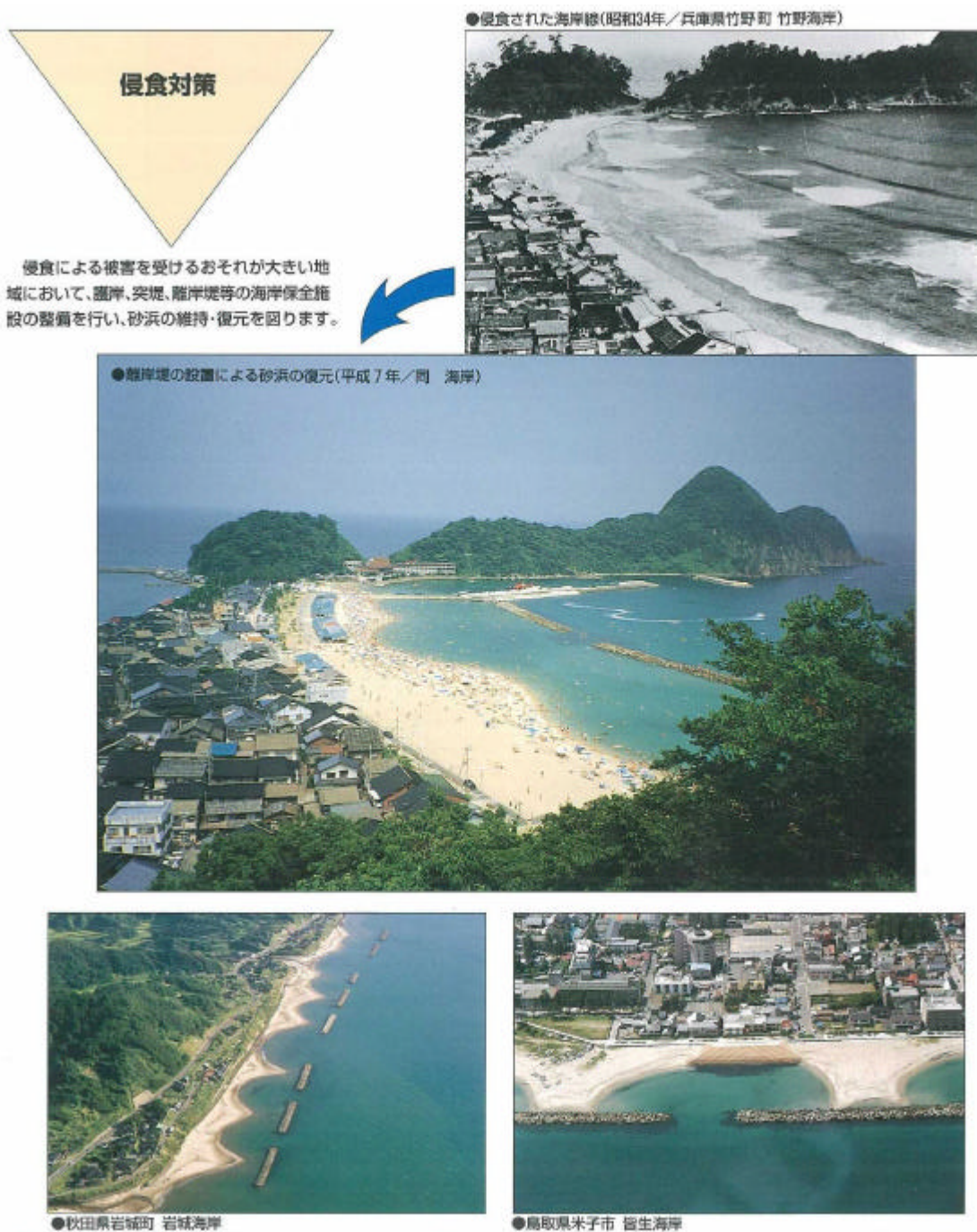


●離岸堤・消波工(静岡県静岡市 静岡海岸)



侵食対策事業

波浪による海岸の侵食又は災害を防除するため、一定の計画に基づき
海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を
行う事業である。



海岸環境整備事業

国土保全とあわせて海岸環境を整備し、もって、安全で快適な海浜利用の増進に資することを目的とし、一定の計画に基づき海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を行う事業である。

海岸環境整備事業

国土保全と調和を図りつつ、海岸の環境を整備し、周辺の公園等と一体となって海岸利用の増進に資するため、緩傾斜護岸、懸岸堤等の海岸保全施設の整備および遊歩道、植栽等を行います。

■整備前後での人々の利用状況の変化

- 整備前
(昭和56年/和歌山県白浜町 白浜海岸)
- 突堤等の整備により海水浴でにぎわう砂浜(平成6年/西 海岸)



●静岡県熱海市 熱海港海岸